

京都市告示第 481 号

平成 20 年 4 月 1 日から、平成 17 年 3 月 31 日付け京都市告示第 481 号（公印の新調）の一部を次のように改めます。

平成 20 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

名 称	項目	旧	新
右京区役所京北出張所専用京都市区長印	用途	区役所市民窓口課，区役所支所市民窓口課及び区役所出張所（右京区役所京北出張所を除く。）において所掌する事務，右京区役所京北出張所において所掌する戸籍事務，住民基本台帳事務，印鑑登録事務，外国人登録事務，証明書等発行事務並びに区役所，区役所支所及び右京区役所京北出張所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）	区役所市民窓口課，区役所支所市民窓口課及び区役所出張所（右京区役所京北出張所を除く。）において所掌する事務，右京区役所京北出張所において所掌する戸籍事務，住民基本台帳事務，印鑑登録事務，外国人登録事務，証明書等発行事務並びに区役所及び区役所支所において所掌する税務事務（受託証券の再委託に係る事務を除く。）

（文化市民局市民生活部区政推進課）